

うきは市国民健康保険に加入中で40歳～74歳の皆様へ 人間ドックと同時に特定健診が受診できます

2019年度のうきは市国保の特定健診が、人間ドック実施機関の一部で同時に受診できるようになりました。人間ドックの受診を希望する人は、ぜひ、ご利用ください。



1. 人間ドックと特定健診を同時に実施する効果

- ◆ 人間ドックの受診者負担が軽減されます（特定健診分の費用は、うきは市国保で負担します）。
- ◆ 特定健診結果に基づいたうきは市の各種支援（特定保健指導など）を利用することができます。

2. 対象となる人間ドック実施機関

- ◆ 同時実施が可能な人間ドック実施機関は、うきは市と契約した機関に限ります。
※対象となる人間ドック実施機関を掲載していますので、ご参照ください。

3. 人間ドックと特定健診を同時に受診できる人

- ◆ **うきは市国民健康保険の加入者で、今年度中に40歳～74歳の人が対象**となります。
※人間ドック受診日がうきは市国保の加入期間でない場合は、対象となりません。
例) 人間ドック申込み時は「うきは市国保」 ⇒ 受診日当日は「会社の健康保険」
- ◆ 先に特定健診のみを受診した場合は、対象になりません（特定健診は年度内1回に限ります。）

4. 人間ドックと特定健診を同時に受診した場合の受診者負担額

【受診者負担額】 = 金額① - 金額②

○参考事例（金額は参考例です）



5. 実施期間・申込み方法・問合せ

- ◆ 同時実施の期間・・・**令和2年3月31日まで**（この期間中に75歳になる人は、誕生日の前日まで）
※特定健康診査受診券に記載の有効期限を確認してください。
- ◆ 申込み方法・・・「対象となる人間ドック実施機関」に人間ドックを申込み時に「特定健診の同時実施」を希望してください。
- ◆ 受診時に持参するもの
※受診日当日は、必ず、うきは市**国保の保険証**と**特定健康診査受診券**、**人間ドックの代金**（同時受診の**受診者負担額**）をお持ちください。

人間ドックと特定健診が同時に実施できる医療機関

人間ドックと特定健診の同時実施を希望される方は、下記の医療機関に問合せ（予約）して下さい。

	医療機関名	問合せ先（☎）
1	社会医療法人雪の聖母会 聖マリアヘルスケアセンター （住所 久留米市津福本町448番5）	0942-36-0722
2	社会医療法人天神会 新古賀クリニック （住所 久留米市天神町106番地1）	0942-35-3170
3	独立行政法人地域医療機能推進機構 久留米総合病院 （住所 久留米市櫛原町21番地）	0942-33-1211
4	田主丸中央病院地域保健センター （住所 久留米市田主丸町益生田892）	0943-72-2727
5	医療法人社団 俊聖会 甘木中央病院 （住所 朝倉市甘木667番地）	0946-22-5550
6	医療法人社団医王会 朝倉健生病院 （住所 朝倉市甘木151番地4）	0946-22-5511
7	一般社団法人 朝倉医師会 朝倉医師会病院 （住所 朝倉市来春422番地1）	0946-23-0077

※上表の医療機関以外に人間ドックを受診した場合は、全額受診者負担となりますので、ご注意ください。（特定健康診査分の補助（うきは市国保負担）が受けられません。）

●問合せ 市民生活課 国保・年金係 ☎75-4973 / 保健課 食育・健康対策係 ☎75 - 4960



7月・8月 住民健診のお知らせ（集団健診）

月	火	水	木	金	土	日
7/8	7/9 吉井町	7/10 吉井町	7/11 吉井町	7/12 吉井町	7/13 吉井町	7/14 吉井町
7/29 吉井町	7/30 吉井町	7/31 吉井町	8/1	8/2 浮羽町	8/3 浮羽町	8/4 浮羽町
8/5 浮羽町	8/6	8/7	8/8	8/9	8/10	8/11

浮羽町・・・うきは市民ホール
（かわせみホール）

吉井町・・・市役所西別館

受付・・・7時30分～11時

7月10日(水)・29日(月)・8月3日(土)は、託児を行います。
ご希望の方は、3日前までに
ご予約をお願いします。
TEL 75-4960
(未就学児まで・先着15名)



- 受診券（圧着ハガキ）と、料金をお持ちください。
- 台風等による中止や日程等の変更がありましたら、防災無線・うきは市ホームページでお知らせします。

～ 注意すること ～

- ◎胃がん検診を受ける方は、前日の夜9時以降から検査終了後まで飲食しないでください。当日の起床後は禁煙をお願いします。
- ◎生活習慣病予防健診を受ける方は、朝ごはんを食べずにお越しください。
- ◎血圧・心臓等の薬を服用している方の受診は、主治医に必ずご相談ください。
- ◎肝炎ウイルス検査を、まだ受けたことがない40歳以上の方は、一度受診されることをお勧めします。

その他詳細は、広報5月合併号をご覧ください。

●問合せ 保健課 食育・健康対策係 75 - 4960